

2015年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験（Cコース）

憲 法

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用する。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、4頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（憲 法）

以下の【設例】のもとで、下記の【設問】に解答しなさい。

【設例】

Xは日本国籍を有する父とフィリピン国籍を有する母との間にフィリピンで出生した婚内子であるが、出生後3か月以内に父母等により日本の国籍を留保する意思表示がされなかったため、国籍法12条および戸籍法104条の規定により、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失ったものとされた。

Xは、国籍法17条1項の3要件—①「第12条の規定により日本の国籍を失った者」、②「20歳未満のもの」、③「日本に住所を有するとき」—のうち、①および②を充足しているが、③の要件を充足することは極めて困難である。

国籍法12条の立法趣旨は、政府委員により、「外国で出生した日本国民で外国の国籍も取得した者は、日本で出生し日本国籍だけを取得した者と比較して、出生時の生活の基盤が外国に置かれている点で我が国と地縁的結合が薄く、他方で、外国籍をも取得している点でその外国との結合関係が強いことから、(i)日本国籍を取得しても、実効性がない形骸化したものになる可能性が相対的に高いためそのような実効性がない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止すると共に、(ii)弊害が大きいとされる重国籍の発生をできる限り防止し解消することになり、そのために、子の利益を代表すべき出生届出義務者である父母等が、日本国に対して国籍留保の意思表示をして日本国籍の取得を欲することを明示しない場合には、子について出生時に日本国籍を取得させないこととしたものである」と解説されている。

Xは、現行の国籍法は憲法に違反すると考え、Xが現に日本の国籍を有することの確認を求める訴え（行政事件訴訟法4条）を提起した。

【設問】

Xの訴訟代理人は、本件確認訴訟においてどのような憲法上の主張を行うべきかについて述べなさい。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（憲 法）

【参照条文】

国籍法（昭和二十五年五月四日法律第四百七号）〈抄〉

（この法律の目的）

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

（出生による国籍の取得）

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

（認知された子の国籍の取得）

第三条 父又は母が認知した子で二十歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

（帰化）

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（憲 法）

五 国籍を有せず，又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て，若しくは主張し，又はこれを企て，若しくは主張する政党その他の団体を結成し，若しくはこれに加入したことがないこと。

- 2 法務大臣は，外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において，日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは，その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも，帰化を許可することができる。

（国籍の喪失）

第十一条 （略）

第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは，戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示しなければ，その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

（国籍の選択）

第十四条 外国の国籍を有する日本国民は，外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに，その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に，いずれかの国籍を選択しなければならない。

- 2 日本の国籍の選択は，外国の国籍を離脱することによるほかは，戸籍法の定めるところにより，日本の国籍を選択し，かつ，外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによつてする。

（国籍の再取得）

第十七条 第十二条の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものは，日本に住所を有するときは，法務大臣に届け出ることによつて，日本の国籍を取得することができる。

- 2 第十五条第二項の規定による催告を受けて同条第三項の規定により日本の国籍を失つた者は，第五条第一項第五号に掲げる条件を備えるときは，日本の国籍を失つたことを知つた時から一年以内に法務大臣に届け出ることによつて，日本の国籍を取得することができる。ただし，天災その他その者の責めに帰することができない

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（憲 法）

事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間は、これをすることができるに至つた時から一月とする。

- 3 前二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

戸籍法（昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十四号）〈抄〉

第百四条 国籍法第十二条に規定する国籍の留保の意思の表示は、出生の届出をすることができる者（第五十二条第三項の規定によつて届出をすべき者を除く。）が、出生の日から三箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

- 2 前項の届出は、出生の届出とともにこれをしなければならない。
- 3 天災その他第一項に規定する者の責めに帰することができない事由によつて同項の期間内に届出をすることができないときは、その期間は、届出をすることができるに至つた時から十四日とする。